

令和3年度事業計画

施設名 シルバータウン相模原特別養護老人ホーム
所在地 相模原市南区大野台5-13-7

I 概要

1. 施設の特徴

シルバータウン相模原特別養護老人ホームは、敷地内に同法人が運営しているシルバータウン大野台ケアセンター（通所介護・訪問介護・居宅介護支援・地域包括支援センター）、グループホーム相模原、相模原養護老人ホームと連携をし、地域住民の様々なニーズに対応できる総合的な介護・福祉サービスを提供している。

提供する介護・福祉サービスは、入居者が暮らしの継続を感じられるような、一人ひとりに合わせた質の高いサービスを目標にしている。

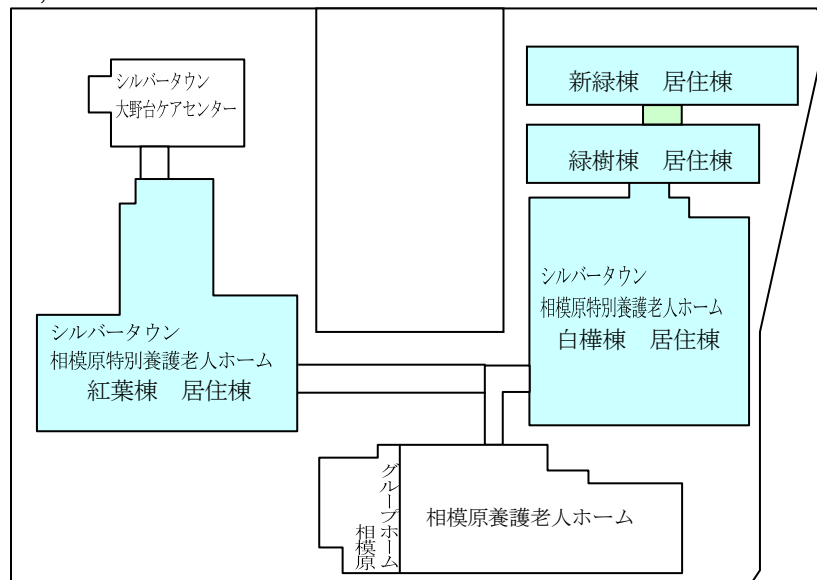
また、相模原シルバータウン地域福祉友の会や家族会「四季の会」、多くのボランティアなどの協力により、利用者の地域交流や生活向上が促進されている。

2. 重点目標

- 1) 個別ケアを推進し科学的根拠に基づいたその方らしい暮らしの支援を行う
- 2) ユニットリーダー研修実地研修施設の維持継続と地域への発信
- 3) 倫理及び法令遵守の推進
- 4) 人材育成のために、自己研鑽の風土を作り職員のスキルアップを目指し研修と資格取得の支援を行う
- 5) 地域に根ざした施設運営を行い、地域や自治会等との関係を強化していく
- 6) 介護ロボット、ICT、インカムを用いた入居者や職員の負担軽減と生産性の向上
- 7) 法人新規事業への協力、推進
- 8) 感染症予防まん延防止・自然災害時の体制構築を行う

3. 施設の規模

種別	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・短期入所生活介護
定員	175名 短期入所6名
職員数	I種・II種77名 再雇用6名 IV種・契約25名 パート47名
敷地面積	11,515.58㎡ 県有地（相模原養護老人ホーム他併設）
建物の構造	鉄筋コンクリート2階建一部1階建
延床面積	7,049.21㎡
建物配置図	



規模の移り変わり

- S44. 6. 5 相模原特別養護老人ホームを定員 50 名で開設
- S56. 5. 1 シルバータウン大野台ホームを定員 50 名で開設
- S62. 3. 1 相模原特別養護老人ホームを定員 84 名に変更
- H14. 4. 1 相模原特別養護老人ホームとシルバータウン大野台ホームを統合して名称をシルバータウン相模原特別養護老人ホームと改め、定員 134 名に変更
- H18. 7. 1 増改築工事にて定員 122 名に変更 (準個室ユニット型 40 名開設)
- H19. 4. 1 増改築工事にて定員 170 名に変更
(個室ユニット型 36 名、準個室ユニット型 12 名開設)
- R3. 2. 1 相模原市保健計画に基づき定員 175 名 短期入所 6 名に変更

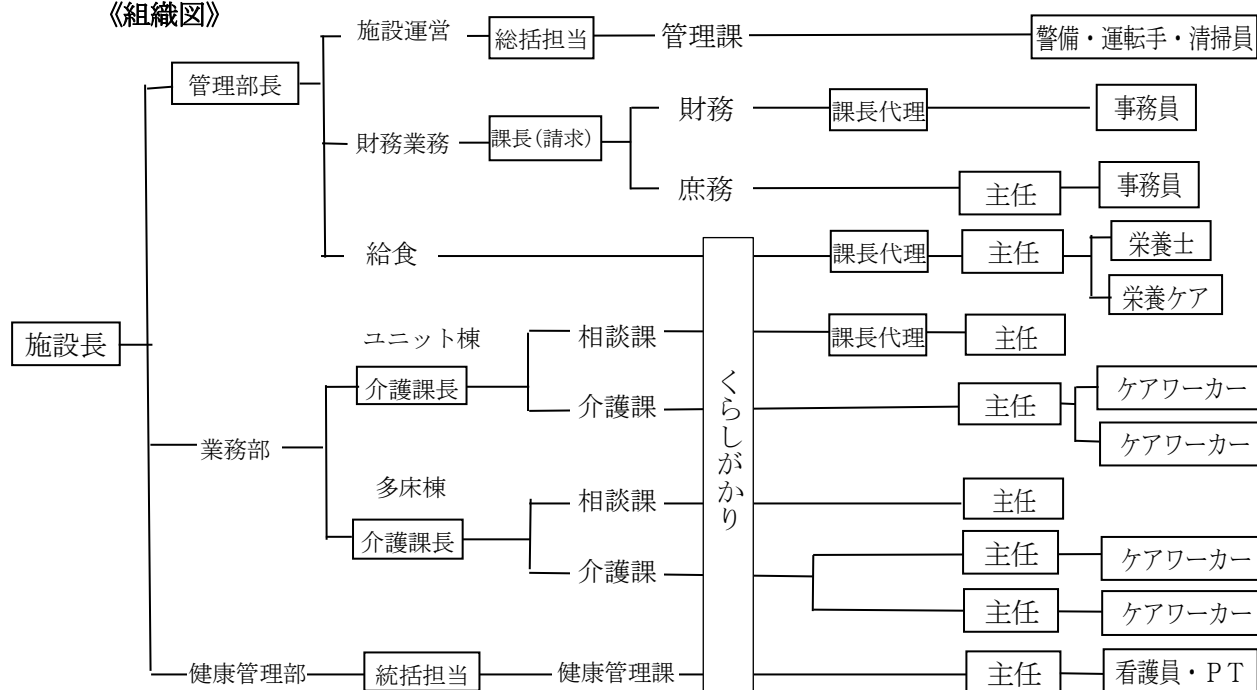
4. 職員構成と組織図

《職員構成》

	施設長	部長	課長	相談員 (介護支援専門)	事務員	ケアワーカー	看護師	栄養士	その他	計
I種・II種 再雇用	1	1	3	4	4	59	7	4		83
IV種・契約					1	20	2		2	25
パート					1	22	3		21	47
計	1	1	3	4	6	101	12	4	23	155

() は外数

《組織図》



II 事業計画

1. 主な事業計画

- 1) 施設の安定した運営を図るため、“くらしがかり”を設置し入居率目標 95%達成する。
- 2) パーソンセンタードケア・ユニットケアをもとに入居者へ個別ケアを実施し、自分らしい暮らしを継続していけるような支援をしていく。
- 3) サービスの質を高め、より良いケアを行うための知識・技術等を兼ね備えた人材育成を目的に、計画的な施設内外の研修の実施や資格取得のための勉強会を行う。
- 4) 倫理及び法令遵守について e ラーニング等を使用し研修・会議等を通して周知徹底を図っていく。
- 5) 診療所再開による医療ニーズの対応。喀痰吸引研修受講修了者の推進を行なう。
- 6) 施設を利用する入居者・家族の意向ニーズや LIFE を PDCA サイクルに取り入れたケアプランを作成し、日常生活における自律支援を目標にした介護サービスを提供する。
- 7) 以下の在宅福祉サービス事業の一層の推進を図る。
 - ①短期入所 ②高齢者緊急相談
 - ③地域交流（介護相談、秋祭り、陶芸教室、夏休み手作り教室、公民館行事等への参加）
- 8) ボランティア受入を推進し、育成と活動内容の充実を図る。また、社会資源を活用し、保育園児の発表会見学、小・中学校・障害者支援センターの体験学習等での交流を図る。
- 9) 福祉を支える人材の育成をするために、介護福祉士、社会福祉士、ユニットリーダー研修、教員免許取得の為の実習等、研修生の受け入れを行う。
- 10) 介護サービスの充実を図るため、“くらしがかり”等を設置し組織体制を確立する。
- 11) 新型コロナウイルス感染症等の安全衛生に配慮した施設整備を行う。
- 12) 地域自治会との共同防災訓練の実施及び自然災害発生時の協力体制を構築していく。
- 13) ライフサポート事業を継続し、地域の生活困窮者の支援を行っていく。
- 14) 社会福祉法人の役割としての様々な雇用の受け入れの推進。
- 15) 地域での役割として認知症カフェ・共生カフェを開催し、認知症サポーター研修受講を推奨する。
- 16) ICT・インカムを活用し職員間の情報共有を図り、チームケアの向上を図る

2. 行事計画

- | | |
|------|---|
| 4 月 | お花見（ドライブ・散策） |
| 5 月 | 端午の節句 相模川鯉のぼり見物 菖蒲湯 |
| 6 月 | 紫陽花見学 千代田保育園七夕訪問 アニマルセラピー |
| 7 月 | 七夕祭り ひまわり見学 アニマルセラピー |
| 8 月 | 夕涼み会 花火大会 日帰り旅行 縁日（夏祭り） |
| 9 月 | 敬老祝賀会 家族懇談会 お月見 |
| 10 月 | 紅葉ドライブ ハロウィン 秋祭り（地域福祉友の会共催）運動会 |
| 11 月 | 紅葉ドライブ 文化の日 |
| 12 月 | クリスマスショッピング 千代田保育園クリスマス会招待 ゆず湯 年忘れ会 |
| 1 月 | 新年祝賀会 初詣 |
| 2 月 | 節分 千代田保育園発表会見学 いちご狩り |
| 3 月 | ひな祭り 公民館祭り見学 お花見散策 |
| 定 例 | 誕生会 誕生者外出 外出喫茶 食事会 ゲーム大会 日帰り旅行
希望者出前注文 ショッピング 施設内喫茶 お菓子作り
音楽クラブ 絵手紙クラブ 書道クラブ 茶道クラブ 居酒屋 散策 |

3. 会議及び研修計画

《会 議》

施設長会議 事業部門会議 スタッフ会議 ユニットリーダー会議
ユニットミーティング 職員全体会議 医務会議 相談員会議 サービス担当者会議
給食委員会 衛生委員会 感染症委員会 褥瘡予防対策委員会 入退居検討委員会
研修委員会 事故・ヒヤリ検討委員会 苦情検討委員会 第三者苦情検討委員会
身体拘束適正化等委員会 虐待防止委員会 胃ろう・吸引安全委員会 福祉機器活用委員
会 SNS 委員会

《研 修》

法人研修 階層別研修 施設内研修（新任 法令遵守 ハラスメント リスクマネジメ
ント 感染症 食中毒 接遇 認知症 災害対策 虐待 身体拘束ほか） 県・市行政機
関 全国社会福祉協議会 全国老人福祉協議会 神奈川県社会福祉協議会 相模原市社
会福祉協議会 神奈川県高齢者福祉施設協議会 相模原市高齢者施設協議会 日本ユニ
ットケア推進センター 関東・北陸ブロックユニットケア連絡会 生活相談員部会
その他団体等 上記団体が開催する研修会に参加

4. 施設整備計画

- 1) 新緑・緑樹棟…空調システム整備
- 2) 白樺棟…1階フロア空調新設整備、屋上防水工事
- 3) 紅葉棟…居室内改装

III 防災及び安全衛生対策

1. 防災計画（地震・風水害含む）

- 1) 防火管理者を定め施設内で発生が予想される自然災害の予防を図り、万一の災害時に被害を最小限に止める為に消防計画、地震防災計画に従い、防災設備の点検・検査と防災訓練と防災教育を実施する。なお、防災訓練及び防災教育については市内消防機関の指導を受けて行う
- 2) 防災設備の点検
防災設備業者に委託し、設備の点検・検査を年2回実施、自家発電機の動作実験の実施
- 3) 総合的な災害BCP策定(敷地内)
- 4) 地域自治会との防災訓練実施
- 5) 防犯対策訓練の実施

2. 訓練実施計画

予定月	訓練項目	訓練目標
6月	消火訓練	消火器の操作訓練 スプリンクラー操作訓練 補助散水栓の操作訓練
10月	通報訓練	消防機関への通報訓練 火災通報装置の操作訓練 事業所内の情報伝達訓練
1月	避難訓練	利用者の避難誘導訓練 応急救護訓練 防火シャッター閉鎖訓練

3. 安全衛生対策

1) 事故・ヒヤリ検討委員会の開催

事故の未然防止に努めるとともに、事故が発生した場合は直ちに適切な対応を行い、再発防止に努める。また、ヒヤリハットを繰り返すケースは個別に対応策を検討する。

2) 全体研修会の実施

事故防止に対する意識を高め、また必要な知識・技術を習得することを目的とする。
(年2回開催)

3) 介護用機材及び施設設備の点検

介護用機材及び施設設備を定期的にチェックし、利用者に対する事故につながる危険因子を取り除くように努める。

4) 衛生委員会の開催

衛生委員会の設置。(月1回開催)安全衛生委員は、職員の安全衛生及び健康保持のために必要と認められる事項について適切な対応をする。

5) 感染症委員会の開催

感染症委員会の設置。(月1回その他感染症の流行時期は必要時開催)感染症委員は、利用者及び職員の感染症に対する予防、発生時の対応、必要な知識のための研修(年2回開催)、訓練などについて、適切な対応を推進する。

6) 安全運転講習の実施

7) 防犯対策の検討および防犯講習の実施

8) 自然災害発生時のBCPの整備及び地域自治体と共同の訓練の実施

IV 苦情解決

1) 苦情検討委員会の開催

苦情検討委員会を設置、月1回開催。苦情受付担当者及び苦情解決責任者は利用者、家族より、苦情等を受けた際は、迅速に対応し誠意をもって早期解決に努める。(月1回開催)

苦情解決責任者 施設長

苦情受付担当者 管理部長、相談員

2) 苦情解決第三者委員会の開催

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員を委嘱し、問題解決に務め必要に応じて設置する。(必要に応じ開催)

第三者委員 民生児童委員・学識経験者・福祉事業従事者

3) 入居者からの意見聴取

利用者が希望・要望・苦情について自由に発言できるよう、個別に伺い意見・要望を伺う。

4) 投書箱の設置

匿名による、希望・要望・苦情に対応するため設置する。

V 個人情報保護

個人情報保護管理規程に基づき、個人情報管理並びに文書管理を図り、関係者に対し適正な取扱いに努める。

VI 倫理及び法令遵守

『介護保険法』、『高齢者虐待防止法』これらの法令を正しく理解して遵守する。再発防止や発生予防のため、全職員を対象に徹底した研修をする。